

那覇市社会教育施設長寿命化計画策定業務委託  
委託先選定プロポーザル  
応募要領

1. 目的

那覇市教育委員会（以下「本市」という。）が所管する公民館・図書館・市民ホール、森の家みんな及び生き生き人材育成支援施設（仮称）の施設（以下「社会教育施設」という。）について、長寿命化の観点から、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、社会教育施設の維持管理・更新等を着実に推進するために「那覇市社会教育施設長寿命化計画」を策定する。

そこで、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、最も適切な者を本業務の受託候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

那覇市社会教育施設長寿命化計画策定業務委託

(2) 業務内容及び履行方法

別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約の翌日から平成32（2020）年3月16日（月）まで

(4) 業務の見積もりに関する要件

契約上限額は、金 6,224,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。  
（契約上限額は、業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。）

3. 募集等における主なスケジュール（予定）

項目	期日又は期間
応募要領等公告	平成31年4月15日（月） ※ホームページに掲載
質問受付（7日間）	平成31年4月15日（月）午後1時から 平成31年4月23日（火）午後3時まで
質問回答	平成31年4月25日（木） ※質問回答ホームページに掲載
参加申込書及び業務提案書等の提出期間 （12日間）	平成31年4月25日（木）午前9時から 平成31（2019）年5月20日（月）午後3時まで
第1次審査（参加資格の確認）	平成31（2019）年5月21日（火） 資格の有無の通知予定
第2次審査（プレゼンテーション審査）	平成31（2019）年5月28日（火）予定
選定結果の公表	平成31（2019）年5月30日（木）予定
契約締結	平成31（2019）年5月31日（金）予定

※最終的な第2次審査の実施日程は、参加資格を有する者へ個別に通知する。

#### 4. 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、本業務に関する高い知見を有する者で、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でない者。
- (4) 国税及び那覇市税を滞納していない者。市外または県外に本社をおく法人においては、本社所在市町村の市町村税を滞納していない者。
- (5) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 本市から現に指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (8) 本市における委託業務競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (9) 過去5年以内(平成24年度～平成30年度)に本業務と同種又は類似の業務実績を有する者。

※同種の業務とは、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定について(平成27年3月31日26文科施第569号)」に基づく、公立文教施設(公立学校施設及び公立社会教育施設)の行動計画・個別施設計画の策定業務とする。

※類似の業務とは、国、地方公共団体、国立・公立大学法人又は独立行政法人等が発注した業務で以下の①、②のうちいずれかに該当するものとする。

- ① 公共施設等総合管理計画策定業務又は施設白書計画策定業務
- ② 総合管理計画に基づく個別計画として位置づけられている建築系施設の計画策定業務

(例) 学校教育施設等長寿命化計画、公営住宅長寿命化計画等

- (10) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体の構成企業として、本件プロポーザルに参加することができないものとする。

- ① 2社共同企業体とすること。
- ② 共同企業体は自主結成方式とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ③ 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、かつ最大の出資比率の者でなければならない。
- ④ 共同企業体を構成するすべての構成企業が(1)～(8)のすべての要件を満たしていること。また、代表者が上記(9)の要件を満たしていることとする。

## 5. 質問受付及び回答

応募要領及び仕様書に質問がある場合は、次のとおり「(様式8) 質問書」を提出すること。

- (1) 質問期限：平成31年4月23日（火）午後3時必着
- (2) 質問方法：件名を「那覇市社会教育施設長寿命化計画プロポーザル質問について」とし、「12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」に記載された電子メールあて提出すること。質問提出の際には、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。なお、電話、口頭による照会対応は行わない。
- (3) 回答方法：平成31年4月25日（木）午後5時までに本市ホームページ上に回答を掲載する。

## 6. 参加申込み方法と提出期限

以下の（1）（2）の書類を提出期限までに、末尾記載の「本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」まで直接持参又は郵送により平成31（2019）年5月20日（月）午後3時（必着）までに提出すること。なお、直接持参による場合は、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時の間の受付とする。

- (1) 参加申込書等 1部提出（番号順に綴じ、ホッチキス留めとする。）
  - ① 参加申込書（様式1）
  - ② 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する確約書（様式2）
  - ③ 納税証明書（申込日前3か月以内に発行されたもの。）

本市に事業所がある場合はア及びウを提出すること。それ以外の場合はイ及びウを提出すること。

    - ア 那覇市税完納証明書
    - イ 本社所在市町村の市町村税完納証明書
    - ウ 国税納税証明書
  - ④ 会社概要（様式3）
  - ⑤ 同種又は類似の業務実績書（様式4）
  - ⑥ 業務実施体制調書（様式5）
  - ⑦ 配置予定技術者調書（様式6）
  - ⑧ 配置予定技術者の保有資格を証明できる書面の写し
  - ⑨ 共同企業体協定書（様式7）（共同企業体の場合のみ）
- (2) 業務提案書等 11部提出（正本1部、副本10部）（番号順に綴じ、ホッチキス留めとする。）
  - ① 業務提案書

業務提案書は日本工業規格A4版（様式自由）で片面印刷とし合計5ページ以内で作成すること。単色・カラーは自由、文字の大きさは12ポイントを基

本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。

業務提案書は仕様書に基づき、計画策定概要の現段階での提案を分かりやすく記入すること。

② 費用内訳書（消費税及び地方消費税を含む）

費用内訳書は日本工業規格A4版（様式自由）で片面印刷とし1ページとすること。契約上限額以内で、応募者の業務提案等も含めた積算とし、積算内訳（数量含む。）が分かるよう作成すること。

(3) 注意事項

① 参加申込みは、1応募者につき1件とする。

② (2)の①、②の書類には、自社名や会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合は受け付けないので、十分に注意すること。

③ 業務提案書は見やすく、わかりやすいものとする。

④ 本業務を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する方針に鑑み参加事業者の専門性等を生かした業務提案に努めること。

⑤ 提出期限後の業務提案内容等の修正及び資料の追加は認めない。

## 7. 審査方法

業務提案等の審査は、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（参加資格の確認）

期限内に提出された提出書類の受理後、生涯学習課において参加資格の審査を行う。第1次審査の結果については、参加資格の審査後、5月21日（火）までに個別に通知する。

(2) 第2次審査（業務提案内容のプレゼンテーション審査）

第1次審査により参加資格を有すると認められた応募者に対し、「那覇市社会教育施設長寿命化計画策定検討委員会」（以下「委員会」という。）において、業務提案書のプレゼンテーション審査を行う。

① 第2次審査実施日：平成31（2019）年5月28日（火）予定

② 時間及び会場：審査会開催通知書にて通知する。

③ 発表時間等：1応募者に対し30分以内（説明15分、質疑応答10分程度、審査員採点5分程度含む。）

④ その他

ア プレゼンテーション審査の順番は、審査会開催通知書にて通知する。

イ 当日の業務提案の内容説明は、提出済みの業務提案書及び費用内訳書のみで行うこととし、プロジェクター等で投影するスライドショー（パワーポイント等）を使用することや追加資料の配付はできない。また、説明は業務提案書の内容を逸脱しないように留意すること。

ウ 委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じない。

## 8. 審査基準

受託候補者の選定にあたっては、以下の評価基準に基づき審査する。

評価項目	評価基準		配点 (80点)
会社の業務実績及び業務実施体制	会社の業務実績	・過去5年以内の同種又は類似業務の実績数について評価	15点
	業務実施体制の評価	・従事予定者数による業務実施体制及び配置予定技術者の保有資格について評価 ※参照	
	主任技術者の評価	・配置予定の主任技術者の資格及び業務実績について評価 ※参照	
業務提案内容	業務提案書の的確性・妥当性	・業務仕様書に示された業務内容に対する取り組みや考え方について評価	50点
	業務提案書の実現性	・業務に対する具体的な方向性や実現性について評価	
業務遂行に対する考え方 (創造性)	・業務遂行に対する応募者の考え方、姿勢、本市の社会教育施設の長寿命化に対する業務提案やアピール等について評価		10点
費用内訳書	・業務費用について評価 ・最低制限価格を設定しています。		5点

※ 配置予定の主任技術者が有する資格は、下記の資格を評価する。ただし、④、⑤の資格より、①～③の資格をより評価する。

- ① 1級建築士      ② 技術士(総合技術監理部門)      ③ 技術士(建設部門)  
④ 技術士(②、③以外の分野)      ⑤ RCCM(都市計画及び地方計画)

## 9. 審査結果の公表

受託候補者選定後、第1位の受託候補者及び応募総数を速やかに本市ホームページ上にて結果を公表する。

## 10. 契約

原則として、本市は第1位の受託候補者と協議し、提案された内容を仕様書へ反映するなど調整の上、契約上限額の範囲内で契約を締結する。ただし、第1位の受託候補者との協議が整わない場合は、次順位の者と協議し契約を締結するも

のとする。

11. その他注意事項等

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却には応じないものとする。なお、提出された全ての業務提案書等は、本件プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (3) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (4) 提出書類の帰属は応募者に帰属する。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（昭和63年1月11日条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）

住 所： 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階  
那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

担当者： 我那覇

電 話： 098-917-3502

FAX： 098-917-3521

E-mail： E-S-SYA001@city.naha.lg.jp

(様式1)

年 月 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市社会教育施設長寿命化計画策定業務委託  
委託先選定プロポーザル 参加申込書

みだしの業務委託先選定プロポーザルについて、参加を申し込みます。なお、応募要領に示された内容を確認し、応募要領に定める参加資格の要件をすべて満たしていること、また、別添必要書類に記載された事項については、事実と相違がないことを誓約します。

1. 申込者（※共同企業体の場合、代表者を記載）

本社の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

那覇市への業者登録番号

2. 参加者の構成 単 独 ・ 共同企業体

3. 構成員（※共同企業体の場合のみ記載）

本社の所在地

商号又は名称

代表者氏名

那覇市への業者登録番号

所属  
担当者  
電話  
F A X  
E - m a i l

(様式2)

年 月 日

那覇市長 城間 幹子 様

### 誓約書

私は「那覇市社会教育施設長寿命化計画策定業務委託」の業務委託先選定プロポーザルへの参加を申し込むにあたり、暴力団員ではないこと及び暴力団密接関係者（下記1～6に該当する者）でないことを誓約いたします。

### 記

- 1 会社の代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められる者（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団関係者であると認められる者を含む。）
- 2 会社又は会社の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者
- 3 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 4 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 6 会社又は会社の役員等が、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかった者

所在地

商号又は名称

代表者

実印

※共同企業体の場合は、構成員ごとに本様式を提出すること。



(様式3)

会 社 概 要

( 代 表 ・ 構 成 員 )

商号又は名称				
本社の所在地				
登録業者番号				
資 本 金				
代 表 者 名				
設 立 年 月				
本市と契約予定の支店等	商号又は名称			
	所 在 地			
	連 絡 先	電話番号		
		F A X 番号		
E - m a i l				
従 業 員 数 (県内に常駐する職員)	技 術 職	事 務 職	そ の 他	合 計
	名	名	名	名
保有する資格者の 状況等 (重複不可)	1 級 建 築 士	技 術 士	R C C M	
	名	名	名	
業務内容 (自社組織と対応業務、技術等について簡潔に説明すること。)				

※共同企業体の場合は、構成員ごとに本様式を提出すること。

(様式4)

同種又は類似の業務実績書

	業務実績1	業務実績2	業務実績3
業務名			
業務種別	同種 ・ 類似	同種 ・ 類似	同種 ・ 類似
受託者名 (共同企業体の場合、代表か構成員に○をつけること)	(代表 ・ 構成員)	(代表 ・ 構成員)	(代表 ・ 構成員)
契約金額	円	円	円
履行期間	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
発注機関名及び発注部署名			
業務の概要 (簡潔に記載すること)			

※本業務と同種又は類似の業務として、過去5年以内(平成26年4月～平成31年3月まで)に完了した業務実績(3つ以内)を記載すること。

※共同企業体の場合は、全構成員分を作成し提出すること。

(様式5)

業務実施体制調書

氏名	所属・役職等	保有資格及び業務実績	担当する主な業務内容
主任技術者 (氏名)	所属	保有資格	平成 31 (2019) 年 5 月時点 の手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 か月	業務実績	
担当技術者 1 (氏名)	所属	保有資格	平成 31 (2019) 年 5 月時点 の手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 か月	業務実績	
担当技術者 2 (氏名)	所属	保有資格	平成 31 (2019) 年 5 月時点 の手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 か月	業務実績	
担当技術者 3 (氏名)	所属	保有資格	平成 31 (2019) 年 5 月時点 の手持ち業務件数： 件
	役職 実務経験年数 年 か月	業務実績	

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること（正本1部のみ）。

※記入欄が不足するときは、本様式を複写して作成すること。

(様式6)

配置予定技術者調書

1. 主任技術者

氏名及び年齢	( 歳)	
所属及び役職		
実務経験年数	年 月	
保有資格		
同種又は類似業務 の実績1	業 務 名	
	履 行 期 間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役 割	
同種又は類似業務 の実績2	業 務 名	
	履 行 期 間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役 割	
同種又は類似業務 の実績3	業 務 名	
	履 行 期 間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役 割	

※本業務と同種又は類似の業務として、過去5年以内(平成26年4月～平成31年3月まで)に完了した業務実績(3つ以内)を記載すること。

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること(正本1部のみ)。

※役割の欄には、管理技術者・主任技術者・担当技術者等の別を記入すること。

(様式6)

配置予定技術者調書

2. 担当技術者 1

氏名及び年齢	( 歳)	
所属及び役職		
実務経験年数	年  か月	
保 有 資 格		
同種又は類似業務 の実績 1	業 務 名	
	履 行 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役 割	
同種又は類似業務 の実績 2	業 務 名	
	履 行 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役 割	
同種又は類似業務 の実績 3	業 務 名	
	履 行 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	発注機関及び 発注部署名	
	役 割	

※本業務と同種又は類似の業務として、過去5年以内(平成26年4月～平成31年3月まで)に完了した業務実績(3つ以内)を記載すること。

※保有資格を証明できる書面の写しを添付すること(正本1部のみ)。

※役割の欄には、管理技術者・主任技術者・担当技術者等の別を記入すること。

(様式7)

## 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 那覇市発注に係る 那覇市社会教育施設長寿命化計画策定業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 那覇市〇〇〇〇〇 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の委託契約の履行後、3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商 号  
代表者氏名

住 所  
商 号  
代表者氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

企業名 ○○ ○ %

企業名 △△ ○ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店 とし、代表者の名義によ

り設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわなないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が当該業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。



(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社 外 1 社は、上記のとおり、〇〇・△△共同企業体 協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

(様式8)

平成 年 月 日

質 問 書

商号  
所属  
担当者  
電話  
F A X  
E - m a i l

那覇市社会教育施設長寿命化計画策定業務の受託者選定プロポーザルについて、次のとおり質問します。

質問項目	質問内容	応募要領又は仕様書等の頁数

※質問項目及び質問内容は、できる限り簡潔に記